

【後期 第二問】

被告人 X が属していた暴力団甲と、被害者 A が属していた暴力団乙とは対立抗争中であつたところ、甲系の暴力団組長が知人の被告人 Y と話し合った結果、Y が覚せい剤取引を口実に A をおびき出して殺害することになった。Y は A に対し、覚せい剤の買手がいるように装って覚せい剤の取引を申し込み、A から覚せい剤 1.4kg を売る旨の返事を得たうえ、X らと丙駅付近で合流した。Y は当初 X に対し、乙の幹部をホテルに呼び出し、同幹部を入れた部屋に Y の合図により X が入って拳銃を同幹部に向けて発射し、Y が覚せい剤を取って逃げるといふ犯行手順を説明し、X もこれに同調した。ところが、その後、Y は犯行手順の一部を変更し、Y が同幹部の在室する部屋で覚せい剤を取ってから入れ替わりに X が入室して射撃するよう、あらためて X に指示した。

平成 24 年 7 月 10 日、Y は丙駅前のホテルの 501 号室に A を案内し、A の持参した覚せい剤を見てその値段を尋ねたりした後、先方(買主)と話をしてくると言っ、いったん X の待機する同ホテル 509 号室に行ってから再び 501 号室に戻り、A との間でどちらの債務履行を先にするかについて話し合った末、結局 A が譲歩して Y に覚せい剤を渡したので、Y はこれを受け取って 509 号室に行き、X に対し 501 号室に行くよう指示し、逃走した。その後、X は 501 号室に入り、至近距離から A めがけて拳銃で弾丸 5 発を発射したが、A が防弾チョッキを着ていたため、重傷を負わせるにとどまった。

X と Y の罪責について論ぜよ。(尚、特別法の検討は除くこととする。)

参考判例：最高裁昭和 61 年 11 月 18 日第一小法廷決定